

2020年度

石巻市多機関の協働による相談支援包括化推進業務
業務完了報告書

2021年 3月31日

公益財団法人 共生地域創造財団

代表理事 奥田 知志 印

I. はじめに

当財団は、2011年3月11日の東日本大震災における被災者支援活動を機に設立され、宮城、岩手、福島に於いて、緊急物資支援、見守り支援活動を展開しました。その後、被災により孤立・困窮状態にあった人への生活相談、就労支援、コミュニティーづくり支援など、必要とされる支援活動を行い、被災者ひとりひとりに伴走する形で取り組みました。これらの活動は「災害ケースマネジメント」の先進事例としても全国に紹介されています。

当財団が行う「伴走型支援」は、相談者と共に考え、相談者個々のニーズにオーダーメイド型の支援プランを作成し、人や地域とのつながりを創造するものです。当財団の「伴走型支援」は、2015年に岩手県大船渡市生活困窮者自立支援モデル事業、2016年台風10号豪雨災害における「岩泉よりそい・みらいネット（厚労省：わがごと・丸ごと事業）」の立ち上げに活かされてきました。

当財団の活動や事業の背景には、「まずは、ひとりの人を大切にすることから」という姿勢があります。本事業を受託するにあたり、石巻に暮らす人々が、互いに「たすけて」と言い合える共生地域の創造に寄与することを目標にしてきました。本事業を通じて、医療・介護・福祉の相談に携わる機関や事業者が力を合わせ、住民の多種多様な相談に応えられるよう努めてきました。今年度の取り組みが、石巻地域における包括的な相談支援の更なる発展につながれば幸いです。

公益財団法人共生地域創造財団

II. 実績報告

1. 業務実施期間

2020年 4月1日から2021年3月31日まで

2. 業務内容

(1) 相談者等に対する支援の実施

ア 相談者が抱える課題（本人及び世帯全体が抱える課題）の把握

期間中の初回相談者の総数は24名、月平均で2名の相談に対応している。このうち、情報提供や相談のみで終結する単発相談が13名、複合課題を抱え、多機関協働による対応の検討が必要となった継続相談が11名であった。

これらの相談者が抱えていた課題を16の項目に分類（グラフ1参照）すると、相談内容として「病気や健康、障がいのこと」、「収入、生活費のこと」、「住まいのこと」が突出していた。初回相談者の相談内容では、複合課題の中心に「健康」、「お金」、「住居」が関係している傾向が見て取れる。

また、相談者の年齢（グラフ2参照）を見てみると、8割以上が40歳以上となっており、65歳以上の高年齢層が全体の半数を占めている。継続相談に至っているケースの多くは慢性疾患などの健康不安、経済的困窮に加え、親類や近隣との関係が希薄になっていた。「経済的な困窮」と「関係性の困窮」、いわゆる「社会的孤立状態」にあることで相談につながりにくい状態にあった。

図1：初回相談において把握された課題（重複あり）

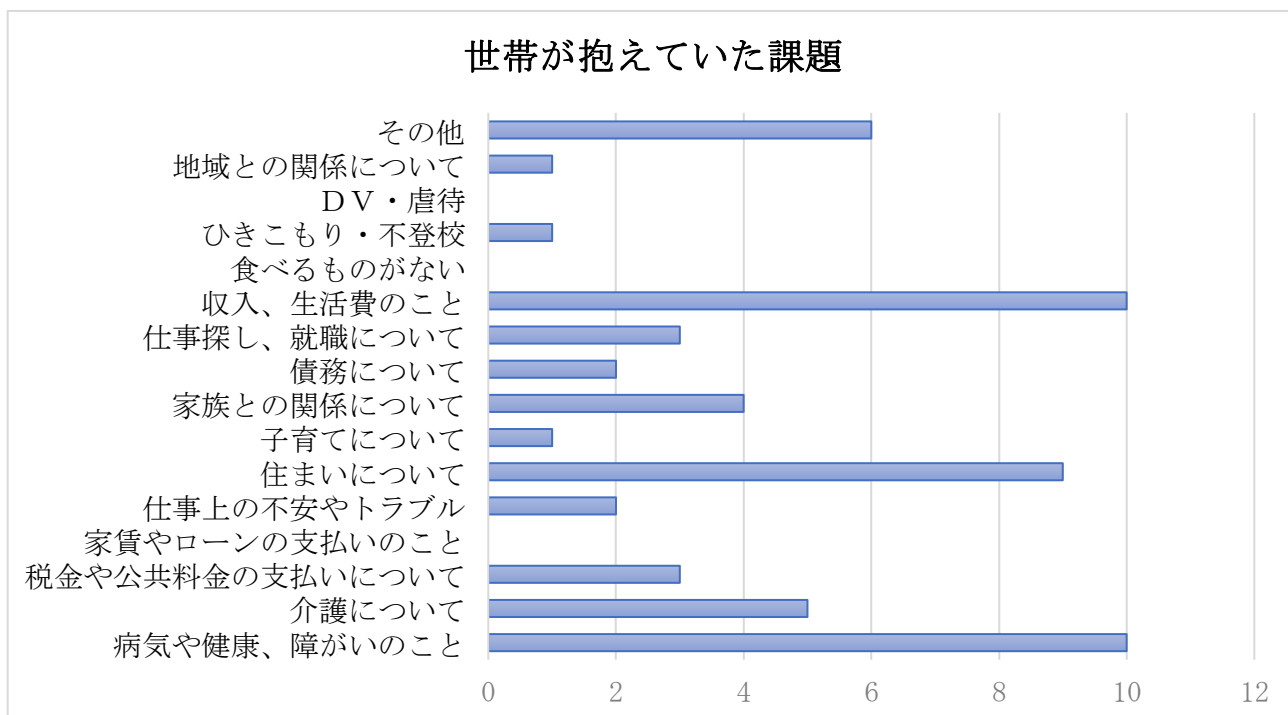
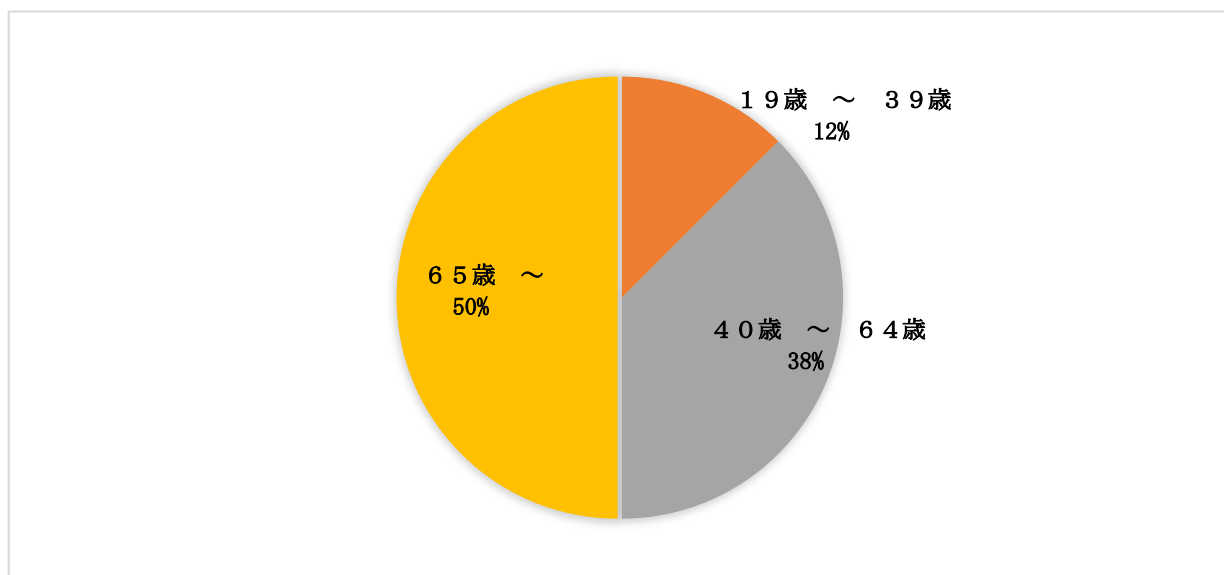


図2：対象者年齢



イ プランの作成

初回相談のアセスメントから継続相談の検討が必要とされた相談者11名について、支援プランを作成している。プランの作成においては、相談者の主訴をもとに支援方法と方針を決めていく必要がある。初回面談における生活背景把握（インタビューアセスメント）から、相談者が求めている生活の在り方、見通し立てについて、相談者とともに考えていく「伴走型の姿勢」が重要である。

ウ 相談支援機関等との連絡調整

複合的な生活課題を抱え、継続相談に至った相談者に対して、多機関の協働・連携による包括的な相談支援の推進を図った。全体の状況（図3）では、相談者の健康不安、生活不安への対応から、地域福祉・医療機関、次いで行政機関・相談窓口との連絡調整が全体の7割を占めている。また、詳細（表1）の通り、相談支援機関等との連絡調整は、延べ481回に上り、徐々に各相談領域との協働・連携が広がっていったことは、一定の成果であったと思われる。

図3：相談支援機関等との連絡調整

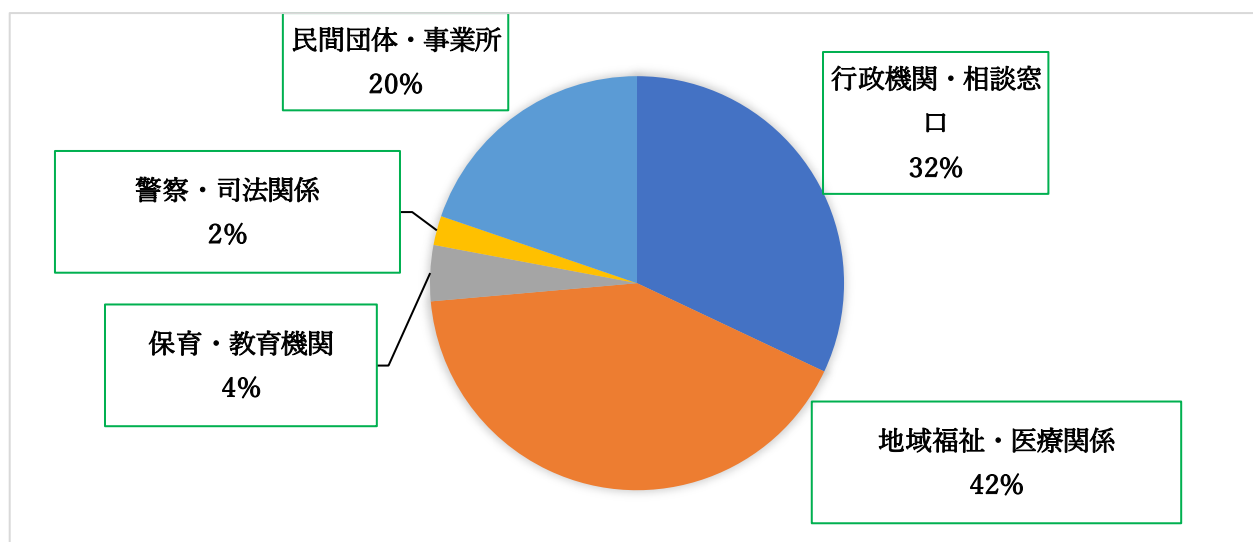


表 1 : 相談支援機関等との連絡調整

行政機関・相談窓口		地域福祉・医療関係		保育・教育機関	
市保護課	54	地域包括支援センター	28	保育園・幼稚園	0
市障害福祉課	3	生活支援コーディネーター	0	小学校	0
市介護保険課	3	障がい児（者）相談支援事業所	6	中学校	0
市子育て支援課	1	ケアマネージャー	15	高校	21
市教育委員会	0	介護保険事業所	17	計	21
市住宅管理課	18	障がい者関連事業所	0	警察・司法関係	
市虐待防止センター	5	社会福祉協議会	2	警察	0
市民相談センター	6	医療機関・薬局	127	検察庁	0
市福祉総務課	7	民生委員児童委員	4	弁護士	11
市健康推進課	10	町内会関係	0	計	11
総合支所	33	福祉協力員	0	民間団体・事業所	
市その他	12	近隣住民	1	大家・不動産・住宅関連事業者	3
他の行政機関	2	計	200	民間事業者	8
ハローワーク	0			からころステーション	20
計	154			NPO	21
				その他	43
				計	95

エ 相談支援機関等による支援の実施状況の把握及び支援内容等に関する指導・助言

業務期間中、相談支援にかかるケース会議は、相談支援包括化推進員主体のケース会議が12回、行政機関を含めたその他主体によるものが5回の計9回開催され、情報の共有から、包括的な支援対応を図るための役割分担や支援方針のすり合わせなどにおいて、必要な指導、助言を実施した。

オ 個別の相談記録を作成し、管理すること。

複合的な生活課題を抱え、継続相談に至っている相談者13名について、それぞれ個別の相談記録を作成し、管理している。相談記録には、訪問相談や電話相談等における相談者の状況や支援経過などを記載し、支援プランのモニタリングにおいて、リプランや支援終結の判断材料としている。

カ その他相談者等の自立を支援する上で必要な支援の実施

継続支援対象者の中には、親類縁者等との関係が途絶え、社会的孤立状態にある場合が少なくなかった。加えて、家計管理や消費活動に課題を抱え、生活基盤が不安定な状態にある相談者に対し、家計の現状確認を行いつつ生活困窮者自立支援（家計改善支援・就労準備支援）の利用につなげ、自立に向けた具体的な見通し立てを図る助言を実施した。

多様な相談において、自立を支援する上で必要となる地域資源については未だ把握不十分であることから、既知のものを含めた全体把握が望まれる。

(2) 相談支援包括化ネットワークの構築

本年度、複合的な課題を抱える相談者支援を通じて、相談支援機関等がそれぞれの役割を果たしつつ、チームアプローチによる相談支援体制の構築を推進している。多機関連携・協働支援では一定の成果を上げている。連絡調整はもとより、支援ケースにかかる情報交換会や支援会議等も開催した。

(3) 相談支援包括化推進会議の開催

本年度は、年4回の相談支援包括化推進ネットワーク会議を行っている。下表の通り、各相談支援機関等の関係者間において、情報交換や地域課題等の対応について意見交換や検討を行った。

表2：相談支援包括化推進会議の開催

日付	会議名	内容(研修会・報告・その他)
6月23日	第1回相談支援包括化推進ネットワーク会議	各相談機関窓口の機能と役割、現状を共有し、課題の集約を図った。
8月20日	第2回相談支援包括化推進ネットワーク会議	住民団体、NPO等との意見交換、包括的協働の在り方について協議した。
10月6日	第3回相談支援包括化推進ネットワーク会議	グループワークにより、課題整理と具体的な取組みについて意見交換を行った。
3月17日	第4回相談支援包括化推進ネットワーク会議	本年度の振り返りと次年度の包括的支援体制構築について共有した。

(4) 自主財源確保のための取組の推進

地域に不足する新たな社会資源の創出、運営にかかる財源を安定的に確保するための働きかけについては、相談支援包括化推進ネットワーク会議を通じて民間支援団体等と交え、意見交換を行っている。一部の民間団体から支援協力の可能性についての言及や、その他の参加者から資金確保のアイデアが出されており、具体化して行く方向で申し合わせがなされている。

(5) 新たな社会資源の創出

本年度中、複合課題を抱える多様な相談者を通じて、活用出来得る地域資源を発掘してきた。具体的には、一時的な住まいの支援を行っている民間支援事業者や身元保証代行サービスなど、情報提供や橋渡しを行うことで、制度の狭間に対応している。また、各種制度の対象とはならない相談者に対する生活支援サービスなど、地域に不足する社会資源の創出については、相談支援包括化推進ネットワーク会議を通じて、各種相談支援従事者や民間支援団体等と意見や提案が出され、今後、具体的な方向性を協議し、合意形成を図って行く必要がある。

以上